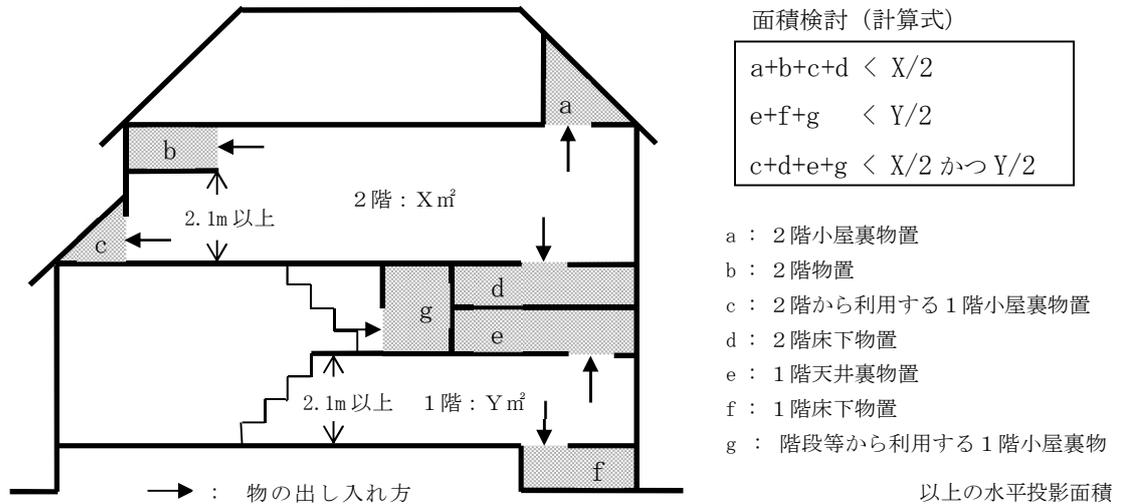


雑 則	面積、高さ及び階数の算定
	法第 92 条、令第 2 条第 1 項第八号

小屋裏物置等

主たる空間ではない余剰空間を利用した、階としてみなさない小屋裏物置等の条件は以下の通り。



項目	制限
高さ	最高高さ 1.4m以下 (d、e 合わせて設置する場合は $d+e \leq 1.4$ )
面積	アクセス階の 1/2 未満 (上記計算式を参照)
固定階段	小屋裏物置等専用とし、令第 23 から 25 条に適合するものは○ (小屋裏物置等の面積に含む)
窓の設置	○
窓寸法	小屋裏物置等の水平投影面積の 1/20 以下 かつ外観上居室に見えないこと
バルコニー	小屋裏物置から行き来ができるものは×
PH	小屋裏物置から行き来ができるものは× (参照 雑則 5-9)
束立て	小屋裏物置等の空間を意図的に大きくとるために束立てする構造は×

※業務用の建築物に設ける本格的な倉庫等は「階としてみなさない小屋裏物置等」とは扱わない。

技術的助言等	「平成 12 年 6 月 1 日施行 改正建築基準法・施行令等の解説」講習会における質問と回答 110
参考資料等	基準総則・集団規定の適用事例 2022 年版 P119